一方、中小企業をはじめとする企業への支援により雇用を守ることが引き続き必要とされているほか、内需主導の経済成長を目指す攻めの観点から、未来の成長分野として期待される介護、農林等の分野や、地域社会に根ざした雇用の創造に取り組むことも重要である。

さらに、昨今の雇用失業情勢下において上記を含む雇用施策を効果的に実施していくためには、地方公共団体との連絡会議等の場を積極的に設けるなど、地方公共団体が実施する産業施策、福祉施策、教育施策等と緊密な連携を図ることも重要である。

第三　平成二十二年度の雇用における重点施策

一　現下の厳しい雇用失業情勢に応じた対策の実施

新政権が目指す「国民一人ひとりが安全と安心、生き甲斐を実感できる社会」を実現する上で最も重要な基盤となるのは、雇用の確保である。刻々と変化する経済雇用情勢の中で、国民が抱える不安に機動的に対応し、政府を上げて雇用の確保に取り組むため、首相を本部長とする政府の緊急雇用対策本部は平成二十一年十月二十三日に緊急雇用対策を取りまとめた。

また、その後、景気が二番底になる懸念を払拭し、国民の安心を確保することを目指して、景気・環境と並び、雇用を柱の一つとする緊急経済対策が平成二十一年十二月八日、閣議決定された。

これらの対策は、雇用維持支援の強化、貧困・困窮者や新卒者等に対する支援、雇用創造などに主眼を置いたものであり、各都道府県労働局においても、上記を踏まえ、以下の雇用施策に重点を置いて実施する。

(一)　実効ある貧困・困窮者支援の確立

ア　住居を喪失した離職者等に対する相談支援の推進

離職に伴い住居等就職活動に不可欠な生活基盤を失った者に対し、雇用保険制度の見直し、就職安定資金融資の充実、訓練・生活支援給付や長期失業者等支援事業の新設を行い、また、住宅手当や総合支援資金貸付等の新設等により、生活保護に陥ることのないよう、対策を整備したところである。住宅手当や総合支援資金貸付については、実施主体は自治体及び社会福祉協議会であるが、その運用に際しては、公共職業安定所での求職登録を必要とする等、密接不可分な関係となっている。上記を踏まえ、住居・生活支援アドバイザーの設置により、これらのいわゆる第二のセーフティネット施策の円滑な運営及び利用者に対する適切な施策への誘導・相談を行い、対象者に対し就職安定プログラム等を実施することにより、早期の生活基盤安定・就職促進を図る。また、地域の関係機関による生活福祉・就労支援協議会を設置し、地域における第二のセーフティネットのあり方等について協議を行う。

イ　雇用促進住宅の活用

解雇等による住居喪失者に対して、雇用促進住宅を最大限活用し、公共職業安定所において、簡素・迅速な手続による入居あっせんを行う。

ウ　住居を喪失した離職者等に対する住居と安定的な就労機会の確保支援

事業主都合による離職に伴う住居喪失者やネットカフェ等で寝泊まりする不安定就労者の住居と安定就労の確保を図るため、労働金庫を通じた住居入居初期費用等の必要な貸付を行う就職安定資金融資事業の実施及びきめ細かな就労支援を実施しているところである。今般、セーフティネットの強化を図るため、貸付要件の見直しにより貸付対象者の拡充を行ったところであり、支援を必要とする者が確実に安定就労につながるよう、迅速かつ的確な支援を推進する。

エ　住宅の確保等に係る地方公共団体との連携

地方公共団体において、社員寮等の退去を余儀なくされた者等に対して講じている公的賃貸住宅の貸与や臨時職員の採用等の支援策について、公共職業安定所は、住居を喪失した離職者であることの証明、求職者のあっせんなど、緊密な連携・協力を図る。

また、離職者への公的賃貸住宅への入居に関する空戸情報等についても、都道府県及び市町村等と連携しつつ、ハローワークにおいて情報提供を行う。

オ　ホームレスの就業支援対策の推進

ホームレスの就業支援対策の推進に当たっては、ホームレスの高齢化、野宿生活の長期化、就労により自立する意欲が低い者の増加等の傾向がみられることから、きめ細かな職業相談等を行うとともに、就業ニーズに応じた求人開拓や技能講習事業、就業支援事業等を実施することにより、地方公共団体において実施している自立支援事業等との連携を図りつつホームレスの就業による自立を図る。

カ　雇用保険を受給できない者等に対する訓練・生活支援給付による生活保障

緊急人材育成支援事業（雇用保険を受給できない者等を対象に、職業訓練及び訓練期間中の生活保障（訓練・生活支援給付）を実施する事業）における職業訓練（以下「基金訓練」という。）について、成長や雇用吸収が見込める介護・福祉、医療、情報通信等の分野を中心に、地域のニーズ等を踏まえた訓練枠の確保に向けて、関係機関と密に連携を図るとともに、求職者への周知徹底、訓練定員の完全充足及び訓練修了者の就職支援への取組を一層強化し、基金訓練の活用を促進する。

キ　貧困・困窮者支援の確実な周知徹底

ア、イ、エ及びカに掲げた取組については、公共職業安定所を利用する求職者への周知の徹底及び一層の利用促進のため、二(七)に示す取組に加え、該当制度の大型ポスター等の掲示や都道府県等関係機関からの住宅情報の集約及び求職者への提供などを行い、国民の視点に立った分かりやすい広報を行う。

(二)

ア　新卒者支援の強化

新規学校卒業予定者等に対する就職支援の実施

a　高校新卒者等に対する就職支援の強化

高卒就職ジョブサポーター等を活用し、計画的に学校を訪問し、支援ニーズの把握に努め、学校の進路指導担当者と連携を図りつつ、求人開拓、求人情報の提供、就職準備講習、模擬面接、事業所見学への同行、個別相談等の必要な支援につなげることにより、中学・高校卒業者の円滑、的確な就職支援を実施する。

b　大学新卒者等に対する就職支援の実施

大学新卒者等の支援の拠点である学生職業センター等において、大卒就職ジョブサポーター等が各地域の大学等の積極的訪問、未内定学生等の状況の把握等を行うとともに、大学新卒者等に対して学生職業センター等への誘導を図りつつ、必要に応じて担当者制による職業相談・職業紹介等の就職支援を行う。

イ

未就職卒業者に対する就職支援の強化

未就職卒業者については、一か月の体験雇用（有期雇用）として未就職卒業者を受け入れた事業主に対して新卒者体験雇用奨励金を支給（月額八万円）することにより、未就職卒業者に対して、希望職種の選択肢を広げ、その後の正規雇用への移行を支援する新卒者体験雇用事業、緊急人材育成支援事業の活用による未就職卒業者を対象とした訓練コースの設置及び訓練・生活支援給付に係る対象者の拡充、重点分野雇用創造事業の活用による未就職卒業者への雇用機会の確保等の支援策を効果的に活用し、本人の希望を踏まえた支援に適切につなげ、安定した雇用への移行を支援する。

(三)

雇用の維持支援の強化

緊急雇用対策において、雇用調整助成金について、申請から初回は二ヶ月以内、二回目以降は一ヶ月以内の支給を目指すこととしていることから、今後も迅速な支給に努める。